

## 「日吉津村自治基本条例推進委員会」の役割等について

## 1. 推進委員会の役割等

## 位置づけ

日吉津村自治基本条例推進委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、日吉津村自治基本条例（以下「自治基本条例」）が最高規範として、円滑な自治の進展が図られているか、その運用状況を調査し、実効性を確保する村の附属機関として、自治基本条例第37条に位置づけされています。

## 役割

役割については、日吉津村自治基本条例推進委員会条例【参考資料1】第2条に規定されていますが、内容は下記のとおりです。

自治基本条例改正などに関する村長の諮問に対し審議し、村長に答申する。

自治基本条例の軽微な変更などについては、意見書を提出することができる。

自治の推進に関する重要事項は、村長に提言することができる。

## 2. 推進委員数

公募による村民（自治基本条例第2条第2号）6人以内  
学識経験のある者 6人以内

## 3. 推進委員の任期

委嘱の日から2年間（平成21年7月1日～平成23年6月30日）

## 4. 推進委員会の開催

年2回以上開催。

平成21年度は3～4回を予定しています。

委員の半数以上の出席で成立。

会議は原則公開。

## 5. 推進委員報酬

3,000円/回・人

## 6. 想定される協議内容

目的達成のために、自治の基本原則が念頭に置かれているか。

自治基本条例に関する各条項の状況確認。

参画と協働の取り組みの検証。

自治基本条例の見直し検討。

村長の諮問に応じ、調査等を行っているか。

その他